中間見直しの基本的な考え方

１．見直しの趣旨

　市では，生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として「柏市生きもの多様性プラン」を策定（2011(H23).3）し，将来像である『水辺や人里の生きもの多様性を育み，伝えるまち 柏』を目指して各種施策に取り組んできました。

　本プランの期間は，生物多様性国家戦略の中長期目標と整合させ，2050年までとしていますが，施策や方向性を点検するために設定した中期的期間（2020年）が経過したため，プラン策定後の社会環境の変化や進捗状況等を踏まえ，一部見直しを行うものです。

２．見直しの方向性

　これまでの生物部会でいただいた御意見等を踏まえ，現行プランの課題と見直しの方向性について整理しました。

◆現行プランの課題と見直しの方向性

|  |  |
| --- | --- |
| 現行プランの課題 | 見直しの方向性 |
| 目的が明確ではない | 市民生活における生きものや自然との関わりをわかりやすく説明 |
| 目標が明確ではない | 指標の設定 |
| 現状に沿っていない施策や実現できていない施策が存在する（生きもの多様性重要地区指定の枠組み・生きもの環境影響評価制度の創設等） | 施策の整理（選択と集中） |

３．見直しの内容

　「２．見直しの方向性」を踏まえ，「はじめに 生きもの多様性プランを通じて考えたいこと」と「１．生きもの多様性とは」において，生きもの多様性と市民生活との関連付けや，生きもの多様性の恩恵等に関する内容を新たに加えました。

　また，中間見直しであることから，計画の骨格となる「将来像」は維持し，新たに整理した現状の課題を踏まえ，「基本方針」の再構成と各方針に係る指標を新たに設定いたしました。

　さらに，「施策」については，基本的に維持することとし，新たな対応が求められる事項の追加や現状に沿った内容への修正など，部分的な見直しを行いました。

◆見直し後のプランの構成と主な見直し内容

|  |  |
| --- | --- |
| 構成 | 主な見直し内容 |
| 生きもの多様性プランを通じて考えたいこと(P1～P3) | 新規追加 |
| １．生きもの多様性とは(P4～P11) | 新規追加 |
| ２．生きもの多様性プランの基本的な考え方(P12～P14) | 計画の位置づけ図の修正  ※水質汚濁防止法第14条に基づく「生活排水対策推進計画」としての位置づけを明確化 |
| ３．柏市における生きもの多様性の現状と課題(P15～P35) | 新規追加  ※次頁「特記事項」参照 |
| ４．生きもの多様性プランの将来像と基本方針(P36～P39) | ①4.2「将来像を実現するための考え方」の追加  ※市民の意識の高まりとそれを行動に結びつけることの重要性とイメージ図の追加  ②基本方針の再構成と指標の新規設定  ※次頁「特記事項」参照 |
| ５．施策の展開(P42～P66) | ※次頁「特記事項」参照 |
| ６．推進体制と進行管理(P67～P70) |
| 資料編（P71～） | 市域で生息が確認されているレッドリスト掲載種一覧の追加 |

**≪特記事項１≫**

**●柏市における生きもの多様性に係る課題と基本方針について**

　本市における生きもの多様性の現状の課題と，それに対する基本方針について，以下に整理しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 課題 | 基本方針 |
| ①生きもの多様性を担保してきた自然環境基盤，緑が減少。 | 【１】柏らしい生きもの多様性を守り，育てる |
| ②本市を特徴づける重要な地区に対して，重点的な自然環境の保全・維持管理が求められる。 |
| ③多くの外来生物が確認されており，対応策が求められる。 |
| ④生きもの多様性に対する市民の意識を高め，市民一人ひとりがそれぞれの立場で，生きもの多様性の重要性を自分事として認識することが求められる。 | 【２】生きもの多様性への関心を高め，広げる |
| ⑤生きもの多様性を理解し，自然を維持する担い手や維持管理を継承していくことが必要。 | 【３】生きもの多様性のために行動する |

**≪特記事項２≫**

**●指標の設定について**

　本プランにおける基本方針に係る指標を新たに設定しました。

　なお，指標については，次期生物多様性国家戦略の策定に向けた研究会からの提言である『次期生物多様性国家戦略研究会報告書（R3.7.30）』の内容を踏まえ，それぞれの基本方針と関係性の深い代表的な指標として以下の４つを設定しました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基本方針 | 指標 | 現況値 | 目指す方向性 |
| 【１】 | ①種の生息状況 | 植物：138種  動物： 84種  （平成30年度） |  |
|
| ②緑地空間の状況 | 緑のオープンスペース  8.47㎡/人  （平成30年度） |  |
|
| 【２】 | ③自然への関心度 | 自然環境への関心度  23%  （令和2年度） |  |
| 【３】 | ④環境配慮行動の普及状況 | 環境配慮行動未実施者数  25,103人(推定)  （令和2年度） |  |

**≪特記事項３≫**

**●施策の展開及び推進体制について**

　本プランの見直しにあたり，新たに追加又は修正した主な内容について，以下に整理しました。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基本方針 | 項目 | 頁 | 見直しの要旨 | |
| 【１】 | 河川と流域との連続性の確保(保水と流量の確保) | 42 | 修正 | 地下水の水源の保全を目的とした，雨水の地下還元の促進について明文化したものです。  ※水循環基本法の改正（R3.6） |
| 【１】 | 地下水の適正な保全及び利用等による水循環の確保 | 42 | 新規 | 地下水の水源の保全を目的とした，事業者向けの施策（地下水の効率的な使用や雨水の積極的な利用）について追加したものです。  ※水循環基本法の改正（R3.6） |
| 【１】 | 水生生物の保全に配慮した水質の保全(生活排水対策の推進) | 42 | 修正 | 水質汚濁防止法第14条に基づく生活排水対策の推進策を具体的に明記したものです。 |
| 【１】 | 谷津を保全する仕組みの運用 | 45 | 新規 | 現行プランの策定（H23.3）後に定めた「柏市谷津保全指針（H28.5策定/H29.1改定）」等に基づく谷津の保全策を新たに反映したものです。 |
| 【１】 | 湧水地の保全 | 45 | 新規 | 健全な水循環の確保を目的とした湧水地の保全は現在も行っている取組ですが，現行プランへの記載が無かったため，項目として新たに追加したものです。 |
| 【１】 | 生きもの多様性重要地区における保全 | 49 | 修正 | 生きもの多様性重要地区における公用地と民有地の保全方法について明確化したものです。 |
| 基本方針 | 項目 | 頁 | 見直しの要旨 | |
| 【２】 | 市民に向けた生きもの多様性配慮の啓発 | 62 | 新規 | 生きもの多様性に対する市民の意識向上と保全活動の活発化を促す取組の一つとして新たに追加したものです。 |
| 【２】 | 環境に配慮した住まいづくりの推進 | 62 | 新規 | 温暖化対策による生きもの多様性への影響の低減を図るため，新たに追加したものです。 |
| 【３】 | 保全活動団体のPR | 64 | 新規 | 現状の課題を踏まえ，自然保全活動の担い手づくり支援の一つとして新たに追加したものです。 |
| － | 生きもの環境影響評価制度の創設 | － | 削除 | 当施策は，開発による生きもの多様性の減少を防ぐため，柏市独自の環境影響評価制度の創設を想定していたものですが，大規模開発に対しては環境影響評価法や千葉県環境影響評価条例による既存の規制があり，本プランでは市民の生きもの多様性への関心を高め，広げていくことを最優先として考え，施策の選択と集中という観点で削除しました。 |
| － | 推進体制 | 67 | 修正 | 本計画を実現するためには，市民の意識向上や行動変容が必要であるとの考えから，多くの主体との連携・協働を進めるとともに，各主体の役割に応じた活動を促す取組を優先的に行っていくこととしたものです。 |